

越前国東大寺領庄園の経営

岸 俊 男

〔要約〕 初期庄園の典型とされる奈良時代の越前国東大寺領諸庄園経営の実態を当時の政治過程と連関せしめて具体的に考察するため、まず造東大寺司の官人であつた安都雄足や生江東人が越前国史生・足羽郡大領として赴任したことから造東大寺司による東大寺領の官司的経営の特性を把握し、ここから桑原庄の賃租経営の実態は公田（乗田）賃租と相似の関係にあるものと認め、惹て越前は造東大寺司の一経済源を構成したものではないかと推考した。次に品渥部広耳・生江東人等の地方豪族の寄進墾田により成立した鱒田国富庄や道守庄の経営にみる賃租は直接耕作民との関係を示すものでなく、常に地方豪族を媒介として経営され、ここに桑原庄が早く荒廃したに対し、後者が平安中期まで存続した要因を求めた。又造東大寺司を通じた庄園経営は越前に勢力を扶植していた藤原仲麻呂の失脚を契機として、東大寺三綱の手に移り、私営田領主化せんとする地方豪族との間に緊張が生じた。

一、

古代社会におけるいわゆる初期庄園の経営形態をめぐつては、既に早くから数々の論考がよせられ、そこに古代奴隸制的労働力の存在を強調しようとして、庄園領主直属の奴隸的労働力による直接経営を実証しようとするものから、或はこれに対して史料の上に抽象的にあらわれて来る賃租

経営に重点を置いて、班田農民による比較的自由な小作的経営を主張しようとするものに至る迄、その間極めて多岐にわたる所説が提出されて今日に至つてゐる。中でも藤間生大氏がその論著「日本庄園史」に於て精緻な分析と透徹した理論を以て述べんと意図された論点は前者に属するものであろうし、これに対してよせられた舟越康壽・竹内理三氏らの批判は後者の見解に重きを置こうとしたものであ

ろう。このようにして初期庄園の經營については既に多くの貴重な研究がささげられているに拘らず、学界に於ては未だこの問題に最後の結論を与えうる段階には到達しておらないと考えられる。古代社会における初期庄園經營の勞働力を社会の發展段階においてどのように規定するかの問題は別としても、その經營の実態が明らかにされないのは、要するに庄園の直接耕作者のあり方を具体的に示す適確な史料が不足であるためにそれを実証化しえない、という大きな困難に当面しているからに他ならない。そしてこのような制約をもつた初期庄園研究の史料の中にあつても比較的整つている故に専らとりあげられるものは奈良時代における越前國東大寺領庄園に關するものであり、先に掲げた藤間氏の論著の主題を構成したのも、実にこの越前國東大寺領庄園であつたことについては今更いうまでもないであらう。

このように数々の先学の業績が存し、而もその研究が史料にある行詰りに到達しているに拘らず、私が敢て所掲の論題について述べようと試みるに至つたのは次のような

点に着目することによつて従来の研究上の困難を除去する一つの手がかりがえられないであらうかと考えたからである。即ちそれはこと新しいものではないが従来の研究が一般的に初期庄園として取扱つていたものを、個別の庄園について而も僅かの間にも時代の推移を考えて、出来るだけ具体的に考察してその特殊性を明らかにすると共に、そのためにも特にその背景に存する政治過程に注視し、かかる政治過程と庄園構造とをからみ合わせることに、未解決な初期庄園經營の実態を把握するという方法である。そのため先に越前國東大寺領^②庄園をめぐる政治的動向について考察し、これを別稿とした。本論はそれによつてえた結果を従来の初期庄園經營の構造的^①研究の中に組込もうという意図をもつた一試論である。もとより言葉通りの試論であり、しかもここでは問題を出来る限り越前國東大寺領の個々の庄園に限り、そこから初期庄園經營の一般的課題についての最後の結論を今直ちに抽出することは敢てなさなかつた。性急な問題意識から来る結論よりも一つでも多くの実証された個々の史実の方が学問を真に進歩せしめる

所以であると信ずるが故である。

- ① 舟越康寿「初期荘園の労働力について」横濱大学論叢一ノ一
・二・三合併号（昭廿四）竹内理三「荘園不輸性の根源」日
本歴史四六号（昭廿七）

- ② 拙稿「越前国東大寺領庄園をめぐる政治的動向」・近刊古代
学第一卷第四號掲載予定、その要旨は昭和廿六年十月の京都
大学歴史学会例会に於て發表した。

二、

越前を始めとする北陸地方に東大寺領占定が大規模に行
われるに至つたのは、陸奥国から黄金が献ぜられ、宇佐八
幡が上京して、漸く東大寺大仏がほぼ完成に近づいた天平
勝宝元年である。即ちこの年他の諸大寺と共に東大寺には
墾田地百町が勅施入され、五月寺家野占使として僧綱佐官
法師平榮が造寺司の史生生江臣東人を帯同して北陸に下り
（大日本古文书五ノ五四三）、越前から越中に及んで寺家の
野地占定を行つた。この時平榮と共に奈良から遣わされて
来た生江臣東人とは、即ちのちに越前国足羽郡大領となり、
以後永く越前東大寺領庄園経営に中心的な役割を演じたこ

の地方の豪族である。彼が中央の造寺司史生であつた当時
の足羽郡大領は正五位下生江臣安麻呂であつたが（五ノ五
四三）、東人は天平勝宝六年初には足羽郡大領として、大
伴宿禰麻呂から東大寺に売進された坂井郡堀江郷の地、即
ちいわゆる桑原庄の経営に田使曾禰連乙麻呂や、次に述べ
る越前国史生安都宿禰雄足と共に参割しているから（四ノ
五八）、明確な年次は知りえないが、先の占地に引きつづ
く四、五年の間に奈良から越前に帰任したのであろう。こ
こで安麻呂と東人が交代した事情や、両者の關係などにつ
いては確知しえないが、彼が足羽郡大領として選任された
ことと越前における広大な東大寺領の占定とは決して無関
係ではなからう。当時東大寺造営を専当するために設けら
れていた造東大寺司にとつて、その経済的基礎たる越前の
庄園経営を促進するため、現地出身であり、且つ所屬官人
であつた東人がその地の大領となることは極めて好都合で
あつたと考えられ、否むしろ私はそこに造東大寺司側の積
極的意図を認めようと思ふ。

というのはやはり桑原庄経営に東人・乙麻呂と共にその

収支勘定に立会い、中央への報告書に連署し、且つ越前の庄園經營全般にも深く関与し、中央との交渉にも主として任じていた越前国史生安都宿禰雄足の場合についても同様のことが考えられるからである。その詳細な論証は別稿にゆずるが、ここに越前国史生として現れてくる安都宿禰雄足こそは、正倉院文書に造東大寺司主典として屢々その名が見え、特に天平宝字三年夏から翌年中にかけての法華寺阿彌陀淨土院の造管に当つては造金堂所の別当を兼ね、又天平宝字六年のかの石山寺の造管にはやはり造石山寺所別当を務め、何れもその經營の直接責任者として重要な役割を果している安都宿禰雄足と全く同一人物と推考され、更に史料に現れる彼の越前国史生・造東大寺司主典としてのそれぞれの在任期を検討すると、恐らく彼は天平宝字二年二月初から三月初頃までの期間に越前国史生から造東大寺司主典に転じたりしいことが知られる。併し彼をめぐる越前と造東大寺司との關係はこれに止まらない。一史料(十一ノ三六六)は彼が天平勝宝二年八月東大寺大仏殿關係の建造物の礎石を作る人々の功賞及び食料を請う文書に自署

していることを示しているので、これによれば彼は越前国史生として転出する以前、やはり造東大寺司に所属するある官人の地位に就いていたことが知られるから、彼もまた東人と同様天平勝宝二年から六年までのいつかの時に造東大寺司の官人から越前国史生として転ぜられ、彼地に於て専ら東大寺領庄園の經營につとめ、のち再び造東大寺司主典として拔擢され中央に帰つたのである。雄足が東人のように越前の出身であつたか否かは問わずとも、^⑤ともかく彼が先に述べたような経歴をもつに至つたその背景にはどうしても越前國東大寺領というものを置かずには考えられないであらう。即ち造東大寺司は越前地方の所領經營のために一方では造寺司史生江臣東人を足羽郡大領として帰任せしめると共に、他方ではやはり所属官人であつた安都宿禰雄足を越前国史生として転出せしめるに至つたと考えられ、のち雄足が正八位上という異例の低い身分で造東大寺司主典に榮転したのも一に後の彼の活躍が示すような手腕と、彼の経歴にみたような越前東大寺領と造東大寺司との關係を高く評価されたためであると思う。

以上のような考察をへることによつて一般に我々が越前国東大寺領庄園と呼びならわしているものを、単に一寺院としての東大寺の庄園と理解することも、又一步進んで総国分寺としての官六寺の所領と認識することも、共にその性格を把握するには不充分であつて、そこには律令制諸官司に準ずべきものとしての造東大寺司との深いつながりが潜在していることに注目しなければならぬことに想到するであらう。初期庄園が古代国家の権力を背景としていることは漠然と理解されていても、その実態は先ずこの造東大寺司との具体的な關係を通して分析されて行かなければならない。

周知のように造寺司とは寺院の造営及びその附屬物の製作等の目的を以て臨時に設けられる令制外の官衙で、推古四年の法興寺司に始ると伝えられるが、以後百濟大寺・薬師寺・大安寺・觀世音寺・東大寺・弘福寺・西大寺・法華寺・西隆寺等の造営に際し、相次いで設置され、特に天平末年から宝龜初年にかけてが一つの頂点を形成していた。これらの中でも最も大規模であつたのは造東大寺司で、

天平十九年頃に始り、最初は玄蕃頭市原王が長官を兼ねていて、寮に准ぜられる官司であつたが、次第にその官制機構も整備され、天平勝室七年には佐伯宿禰今毛人が造東大寺司長官に任ぜられ、遂には四位の長官以下の四等官制をもつた省相等の堂々たる官衙に發展していつた。^⑩この造寺司が殆ど俗人である官人によつて構成されていたのに対し、別に各寺院には僧侶を統制し、寺院を管理するため、いわゆる上座・寺主・都維那からなる三綱が存置され、これは全く僧侶によつて構成されていた。三綱については既に僧尼令に詳細な規定があり、東大寺に於ても天平勝室二年頃にはその制が完備していたことが史料に窺われる。^⑪さてこの造寺司と三綱、即ち当面の問題としては造東大寺司と東大寺三綱とが相互にどのような關係に立つていたか、特に寺院の經濟面に於て具体的に両者がどのようににかかわりあつていたかということは、この場合にも非常に重要な意味をもつてくるので明らかに知りたいのであるが、現在の学界の知識においては未だ不明確な点が多く、他日の詳細な研究にまたなければならぬ。併し私は造寺司が奈良

末から平安初期にかけて恰も律令制の崩壊と相応ずるかの如く次第に衰退したのに対し、三綱は爾後も専ら寺院経営の中核として中世に存続して行つたという一般的な傾向を頭におき、対象を越前國東大寺領の経営に限つて、一、三の事項につき両者の關係を明らかにしてみることとする。まず越前東大寺領庄園に田使又は庄使として中央から派遣されて来た者を時代を追つて關係史料から掲出すると次の如くである。

| | | | | |
|-------------|----------|----|--------|-------------|
| 天平勝宝六、七、八 | (坂井郡桑原庄) | 田使 | 左大舍人 | 會禰連乙麻呂 |
| 天平字元 | | | 无位 | 尾張連古万呂 |
| 二 | (坂井郡桑原庄) | 田使 | 散位正六位下 | 尾張連古万呂 |
| 二 | (坂井郡?庄) | 使 | 正七位下 | 田辺史口業 |
| | | | 正六位下 | 尾張連古麻呂 |
| 二、三(足羽郡道守庄) | 田使 | | | 秦忌寸広人 |
| 三、四(足羽郡道守庄) | | | | 倭画師池守 |
| 天平神護二 | (足羽郡粟川庄) | 使 | | 僧 |
| 二 | (江沼郡幡生庄) | 庄司 | (少都維那) | 僧 行 徇 教 |
| 二 | (坂井郡溝江庄) | 佃使 | (少都維那) | 僧 行 徇 教 |
| 二 | (坂井郡子見庄) | 庄使 | | 僧 集 徇 福 花 鳳 |

即ち天平勝宝・宝字頃の田使がすべて俗人であるに對し、天平神護に至ると各庄とも急に僧侶に委つていることが顯著な事實として注意されよう。この相異を私は前者は造東寺司から、後者は東大寺三綱から派遣されて来ていることによつて生じたものと考え。桑原庄田使會禰連乙麻呂が左大舍人であつて(四ノ二二二)、当時造東大寺司には中宮職やこの大舍人寮などの他の官司から下級官吏が多数臨時に配属されて来ることが多く、彼もこの例にもれないであらうこともかく考える一因であるが、次に檢田使の構成や、現存越前東大寺領關係文書の當時における往復状態をみることによつても同様のことが考えられるからである。

越前に派遣された檢田使についてみると、後註の示すように常に官人を代表する造東大寺司側と僧侶を代表する僧綱・三綱の双方の人員によつて構成されているが、仔細に考察すると時代の降るに従つて次第に三綱の勢力が強くなつて来ていることが看取されるであらう。次に越前東大寺領關係現存文書についてみても、例えば天平宝字元年閏八月十一日付の越前國司解(二五ノ二二四)、同年十二月廿

三日付の越前国使等解（四ノ二五四）、同二年一月十二日付の越前国坂井郡司解（四ノ二五七）、同年三月二日付の越前国田使解（四ノ二六一）等はいずれもその奥に造東大寺司の長官・次官・判官・主典等が検判を加えているので、それが造東大寺司にあてられたものであることが知られ、又天平宝字二年から四年にかけての越前国田使秦忌寸広人解（四ノ二七五）、生江臣息嶋解（四ノ三五九）坂井郡司解（四ノ三六四）、足羽郡下任道守徳太理啓（四ノ三六四・四一五）、足羽郡少領生江臣国立解（四ノ三六六）、足羽郡書生解（四ノ三六六）等の越前庄園關係の一連の文書の紙背がいずれも造東大寺司の所管に属した造石山寺所における天平宝字六年の諸種の記録^⑭を記載するために利用されていることによつてもその宛先が造東大寺司であつたことが知られる。このように天平宝字四年頃迄の越前東大寺領に関する文書が殆ど造東大寺司に対して発せられたらしいのに対し、天平宝字八年には坂井郡高串庄地の買得につき東大寺三綱が越前国に牒を送り（五ノ四七六）、天平神護二年には東大寺鎮三綱が越前国田使僧勝緯等の状につき太政官に牒

送しており（五ノ五五四）、更に天平神護三年の越前・伊賀・越中の寺田改正についての民部省牒は東大寺三綱所にあてられていて（五ノ六五二）、ここにも先と同様な傾向が認められる。このような注意すべき変化は或は東大寺三綱そのものの成立過程を反映したものと考えられるが、先にも少しふれたように東大寺の奴婢關係文書によれば早く天平勝宝二年頃に既に三綱の制が東大寺に於ても確立しているのでこの推定は当らない。とすれば右の事實は即ち越前所領の經營の主体が当初造東大寺司であつたものが、天平勝宝末年頃から次第に東大寺三綱の手に移るようになって来たことを示すものと考えられるであろう。このように考へて来ると従来一律に初期庄園として把握して来た奈良時代の越前国東大寺領の經營についても、天平宝字末年を一つの劃期としてその後により自らその性格に相異の存するらしいことが窺えると共に、三綱と造寺司のかかる対照的把握によつて、律令制官僚機構としての造東大寺司により主体的に經營されたと考えられる初期の越前国東大寺領庄園の実態を理解する一つの手がかりがえられそうに

なつたので、次に具体的にその典型としての桑原庄の場合について考察することとする。

- ① 続日本紀天平勝宝元年閏五月廿日条
- ② 例えば大日本古文書四ノ五八・二四九・二五二・二五三・二五五・二五八等
- ③ 前掲拙稿「越前國東大寺領庄園をめぐる政治的動向」
- ④ 福山敏男「奈良時代に於ける法華寺の造営」（日本建築史の研究所収）
- ⑤ 福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造営」（同前）
- ⑥ この雄足の越前國史生と造東大寺司主典との關係につき、竹内氏は前掲論文「莊園不輪性の根源」において、「天平宝字元年に造東大寺司主典であつた安都宿禰雄足は、同じ年に越前國史生として東大寺の鑿田經營に参加している」としておられるが、管見によれば越前國史生として史料にみえる最後は天平宝字二年一月廿九日（四ノ二五八）であり、造東大寺司主典としてみえる最初は天平宝字二年三月三日（四ノ二六四）である。
- ⑦ 福山敏男「奈良朝の東大寺」三八頁参照
- ⑧ 竹内氏は前掲論文において「この安都宿禰はその本貫が越前であるかは明らかでないが、天平三年の越前國史生に阿刀造佐美麻呂があり、雄足と同じ頃坂井郡散仕に阿刀僧（法師）があるので、これらの同族と考えられる」と述べておられる。

- ⑨ 例えば天平宝字六年の主典として在任した彌努連與麻呂・志斐連麻呂は正六位上、阿刀連酒主は從六位上であつた。
- ⑩ 竹内理三「日本上代寺院經濟史の研究」第一篇 造寺司の社會經濟史的考察
- ⑪ 例えば天平宝字二年頃の東大寺奴婢關係文書（三ノ三九四・四〇九・四五九・四六〇・四六二・四九〇等）
- ⑫ 前掲竹内氏「日本上代寺院經濟史の研究」六五頁参照
- ⑬ 天平勝宝元・五 寺家野占使 造寺司史生大初位上 平榮
- 天平宝字二・二 寺田勘使 造寺司判官 上毛野真人

天平宝字三・十二 使 佐官法師 平榮

造寺判官外從五位下 上毛野真人

算師散位正八位下 小橋公石正

天平神護二・十 檢田使 知田事 佐官法師 平榮

造寺判官外從五位下 上毛野真人

算師散位正八位上 風直判麻呂

- ⑭ 天平宝字六年造石山寺所雜物用帳・公文案帳・鉄欠並作上帳

三、

桑原庄は既に知られているように大伴宿禰麻呂が坂井郡堀江郷の地百町を錢一八〇貫文を以て東大寺に売進したこ

とにより成立し、天平勝宝七歳三月九日越前国司の公驗が
出されている(四ノ四九)。この売進者たる大伴宿禰麻呂
については明らかでないが、恐らく天平勝宝六年正月七日
孝謙天皇が東院に御し、五位已上を饗宴した時、勅により
正五位下多治比真人家主と共に御前に召され、特に四位の
当色を賜い、四位に列せられ、従四位下を授けられた大伴
宿禰麻呂その人であらうし、私は或は彼がこのように特旨
を以て叙位されたことと、越前の墾田地を東大寺へ売進し
たこととの間には何らかの關係が存したのではないかと
推考している。何となればこの庄の立券の日付は今述べた
ように天平勝宝七歳であるが、實際は既にその前年に大伴
宿禰麻呂が治開していた九町が賃租に出され、更に廿三町
が新しく開墾されており(四ノ五二)、且つ田使會彌連乙
麻呂と生江臣東人はその庄の經營について互に協力し、乙
麻呂に専當せしめてはならぬという造東大寺司の符も天平
勝宝六年の二月七日と五月十四日の再度にわたり申送され
ていて(四ノ二四九)、既に實際には六年初から東大寺の
手に入つていたと考えられるからである。そして彼がこの

地に百町もの墾田を所有していたのは大伴氏の一族が多く
この頃越前国司として赴任して来ていたという事実と相連
関するように考えられるが、既述の事情から推して売進当
時彼が在地して自ら經營に當つていたとは考えられない。

さてこのようにして成立した桑原庄の經營が専ら売田、
即ちいわゆる賃租によつて行われたということは周知の事
実であり、桑原庄券と称されている庄園經營の収支決算
報告書には例年売田の町數と町別六十束と八十束の直稻束
數が記載されている。その限りに於て藤間氏が主張しよ
うとされた開田に際し使用された庄園直屬の奴隸勞働力が引
きつずき耕作にも使用されたという見解は諸氏の批判の示
すように、もはやそのまゝの意味に於ては支持されえない
であろう。併し史料はこの賃租が誰によつて、どのように
して行われたかという点については明確に示しておらない
ため、従来この賃租の実態をめぐり種々の場合が考えられ、
その解釈の相異によつて初期庄園經營形態の把握も左右さ
れるという状況を呈している。

即ち例えば文書の記載の上では一般直接耕作者との賃租

の形態の如く表現されていても、その実態は土地の旧所有者（この場合は荒進者たる大伴宿禰麻呂）、或はその土地に特殊の關係をもつた地方豪族（この場合は生江臣東人）と庄園領主（この場合は東大寺）との間の賃租契約に過ぎず、直接耕作者の庄地に対する結びつきは又別個のものと考え、その一つの場合として旧所有者又は地方豪族による奴隸的労働力による經營を認めようとすることも出来るであらう。また藤間氏が桑原庄設置当初の二年間生江臣東人が四七〇八束（四ノ五二）と三三〇束（四ノ一一）を進めている事實に着目し、これは東人が庄地を借り、彼のもつている直屬の労働力と、東大寺の力をかり強制的に結集した周辺の一部班田農民の労働力によつて耕作する以外に、開田・築堤に使用した下級の東大寺庄園の労働力を借用し併せ使用したその代償であると考え、そこに示された賃租關係とは桑原庄が買われると直ちにつれて來られた東大寺直屬の労働量のみでは耕作及び新開田に不足するので、かかる労働力に新たな労働力を添付して庄園の労働力を充実させるために、仮りに現地の豪族の生江臣東人に賃租させ

たもので、それは「東大寺による奴隸制的な直接經營の畸形的現象」であると解したのも一つの見解である。この藤間氏の所説は東大寺・生江氏双方に屬する奴隸的労働力の存在を主張しようと試みたものであらうが、生江臣東人と造東大寺司との間には特殊な關係が伏在すること、又桑原庄に溝を掘開することを願つた越前國使等解によると、庄の既墾田は溝低く田高き故に荒れ、「不買百姓」とあること（四ノ二五二）、及び田使乙麻呂自らが賃租せる逃亡百姓の直稻についての責任を負つていること（四ノ二四六）などから百姓の直接賃租が考えられ、その解釈は少しく無理なようである。又荒進者大伴宿禰麻呂が賃租を媒介として旧所有地に対する關係を持続したと考えることも、本主たる彼の開いた九町の部分が既に早く天平宝字元年二月の庄券では荒廢として記されていること（四ノ二一九）や、先に述べたように彼のその当時の越前における在地性の疑われることなどからこれもまた困難なようである。

但しこのような旧所有者との賃租關係成立否定はこの桑原庄の場合に限つてのことであり、天平宝字元年閏八月坂

井郡大領品邊部君広耳が東大寺に寄進した墾田百町の経営については異ると考えねばならない(二五ノ二一四)。この広耳寄進田においても東大寺との間の賃租の存在が認められるが、その契約対象は直接耕作者でなく、寄進者たる広耳であつたことが、寄進当年の地子をその年は苗子を下さ機会に遅れたため進上しえない旨の交渉の広耳と造東大寺司との間に於て行われている事実によつて知られる(四ノ二五七)。そしてこの品邊部君広耳の東大寺への墾田寄進は赤松俊秀氏も指摘しておられるように、地方豪族出身の郡司であつた彼が部内の空闲地を開墾して所有した広大な私田を、天平十六年の墾田永久私有公認に伴う大領三十町という私有面積の制限により、その所有権を否定収公されることから免れようとした目的をもつたもので、形式的に東大寺に寄進するという面を多分にもつていたと考えられる。従つて上述のような表面的な賃租関係を東大寺と結び、實際その旧所有地に対する関係は旧来の状態を保持したということも当然考えられることである。

その場合これら地方豪族の所領経営がどのような形態を

とつたかは、系譜的には大化前代の田荘経営にもつながる古代社会経済史上の重要な課題と関聯し、簡単な推論を下すことは出来ないが、この広耳の墾進田の場合は、のちに一円地化されてからはともかく、その条里坪付に示された所在にみる如く極めて広範圍の散在形態をなしていて(二五ノ二一四)、そこには家父長制大家族を構成する地方豪族の直屬労働力による直接経営を考え難く、この場合にもかの書紀大化元年九月条に「勢有る者は水陸を分割き、以て私地となし、百姓に売与へ、年ごとに其価を索む」という大土地所有者の賃租的経営法を考慮するのが妥当ではあるまいか。然し私はかく解するからといつて、このような地方豪族の賃租的経営法が一般農民との全く自由な契約によつたものであると云おうとするのではない。農民の庄地の實際経営には地方豪族に対する農民の古代的隸屬關係、及び豪族の農民に対する規制が何らかの形で作用していたことは疑いないであらう。然し具体的にそれがどのような形態となつて経営面に現れて来たかは別に考えることとし、ここでは広耳の墾進田にみるような形式的賃租による初期

庄園の經營形態が確かに一つの場合として存在していたという事實を提起するに止めよう。

- ① 続日本紀天平勝宝六年正月七日条、なお統紀によれば彼は天平六・正・十七正六位上より外従五位下、同十・閏七・七右京亮、同十八・四・廿二従五位下となり、天平宝字三・十二・七散位従四位下で卒している。
- ② 例えば天平三年頃の守大伴宿禰邑治麿、天平十八年頃の守大伴宿禰駿河麻呂、天平勝宝六年頃の掾大伴宿禰池主、同七年頃の掾大伴宿禰潔足等
- ③ 天平勝宝七・五・三（四ノ五二）同八・二・一（四ノ一一）同九・二・一（四ノ二一九）天平宝字元・十一・十二（四ノ二四六）
- ④ 藤間生大「日本庄園史」二三七頁
- ⑤ 同前二四三―四五頁
- ⑥ 赤松俊秀・柴田実「古代國家の展開」（京大日本史二）五四頁

四、

それでは当面の問題である桑原庄の賃租はどのように理解すべきであろうか、その一つの手がかりとして、ここで初めに考察しておいたその造東大寺司との間に存した初

期の越前東大寺領との特殊關係を想起してみよう。桑原庄の經營が専ら造東大寺司を主体として行われたらしいことについての徵表は初めにもふれたが、最も端的にはその經營に主として參割した三人によつて示されている。即ち田使左大舍人會禰連乙麻呂は造東大寺司に臨時に配された官人と考えられ、大領生江臣東人と國史生安都宿禰雄足は共に最近造東大寺司官人から特に選ばれてこの地のそれぞれの地位に転出せしめられたのである。それではこのように桑原庄が造東大寺司という律令制的官司により經營されたと考える時、その官司所屬の所領という面から、その方法として当時畿内に設置された供御食料田である、いわゆる官田（屯田又は御田）の經營法が先ず顧みられねばならぬであろう。それによれば毎年宮内省は所管の諸司判部使部等を田司に任命派遣し、國司は雜徭として公民を動員して耕作を行わしめ、その町別五百束の獲稻の全部を官が収公する。①として田令に「式に依つて功を料り、官に申して支配せよ」とあるに對する令集解古記の註釈には「式に依つて功を料るとは、謂は一町を作る人功を若干と定申す

也。」と述べているので、農民の労働に対しては一定の功賃が支給されていたのであろう。このような経営における功賃の支給は桑原庄においても、開田や築溝の労働力に対して功稲が支払われている事実と通ずるものであるが、次の一史料——賀茂朝臣馬養啓（十五ノ一二四）に記された事項はこれに關聯して注目すべきものであろう。

謹啓 可苜御田事

合二町之中

南牧田一町 殖稻依子 四段荒
北牧田六段 殖越特子

右今明日間尔、越特子可苜、故功錢付東人給下、依注以申上

賀茂馬養が造東大寺司所屬官人であつたことはほぼ推察されるので、この田地が造東大寺司に關係するものであつたことが考えられる以外、この文書はなお明らかにすべき多くの興味ある点をもつているが、^③ともかくもそこで稲の收穫を功錢を支給して行うという官田的經營法が実施されていたことは確實であらう。このような官田的經營法が当時の官司的色彩の強い越前諸庄園に於ても或は場合により行われていたかも知れないが、当面の桑原庄の賃租經營は勿

論これによつては説明しえない。

そこで次に官司的經營における賃租として注目すべきものに、令に規定された公田、即ち乗田の賃租があることをこの際顧みてみよう。田令の規定によれば口分田・職分田・位田・賜田などに班給された残りの乗田は国司が郷土の沽価に随い、一年を限つて賃租することが許され、その価直は太政官に送つて雑用に充てられた。^④この養老令の規定について令集解所収の古記は「販売とは謂は売也。公廩料に供すとは、謂は官人に供給する也。以て雑用に充つとは、謂は臨時の雑用のみ。」と記し、これによれば大宝令に於ては販売・供公廩料・以充雑用の字句が用いられていたらしいことが知られ、乗田賃租によりえられた価稲は公廩料として官人に支給され、又一司内の臨時の雑用に充てられたことが知られる。

このような公田賃租は恐らく媒介者なしに直接班田農民との間に一年を限つて契約されたものであろう。私は桑原庄の賃租の実態、その農民に対する關係はこの公田賃租の場合と相似のものではなかつたかと考えている。このよう

に考ふる第一の理由は、それは東大寺領とは称しながらも既述の如くその實質に於ては造東大寺司という官的色彩が濃厚に認められ、更にその経営には国司の管理権が強く及んでいることである。安都禰禰雄足が国史生として経営に参劃し、東人と共に田使よりも強力な發言権を認められていたことは雄足・東人の署名しない決算報告書が造東大寺司から還却されている事実によつて知られるが（四ノ二五〇）、又造東大寺司が桑原庄産業帳四卷を領納したことを雄足に牒した文書には、田使會禰連乙麻呂の責任の下に收納した米を中央の檢校使を待たず国司に於て勘取すべきを令している（四ノ二五四）。このような官的機構を背景にもつた中で、而も国司に売田直稻の收納を委ねるというような場合に行われた賃租の形態は、どうしても先の国司が郷土の沽価に應じて許したという乗田賃租の傾向を考えないわけには行かないであろう。それと共に次の一連の史料が示す事実もこの問題と關聯して注目すべきものをもつている。即ち正倉院文書続々修四十三帙三卷の「雜物收納」の題籤を有する一卷には天平勝宝六年潤十月の越前国公廩米

殘稻についての檢米使解（四ノ二九）、同七歲九月廿六日付の越前国公廩米殘稻についての恐らく檢米使と考えられる村部豊嶋解（四ノ七六）、及び年次不明であるがその文書配列の状態より推して先の二通とほぼ同じ頃と考えられる三月廿一日伊香男友に付した越前国加賀郡司の年料春米についての解（四ノ七九）等が収められており、これらの文書の内容を今適確に解明することは困難であるが、問題は何故このような一見他の文書と無關係のような越前国衙の公稻收支に關する文書が正倉院文書として伝來したかということである。まずこの点を明らかにするため、以上數通の文書の紙背を調査すると、それらはすべて天平宝字六年の造石山寺所の食物用帳（十五ノ四二六）の記載に利用されていることが判明する。そしてここでも先に越前東大寺領庄園關係文書數通の紙背關係について述べたと同様そこに造東大寺司との關係が認められると共に、これら文書の年次が天平勝宝六・七年と桑原庄が創設された当時のものであること、及びその中の加賀郡司解には特に安都史生料稻として四〇〇〇東（用四〇〇〇東六把四分、殘三五九九

東三把六分、得米一四六石六斗四升)が記載されていること(四ノ八〇)などの諸点から、これは造石山寺所別当となつた雄足が越前国史生であつた当時の文書の紙背を造石山寺所に於て利用したものであることが明らかとなる。而も加賀郡司解には「売田直米一四〇二石一斗」と「地子米六二五石四斗九升、加売田直米一三九石、并七六四石四斗九升」の記載があり(四ノ七九)、これらは恐らく郡内の公田賃租の直米を示したものであつて、その収納もまた前述の文書の性質から推して雄足の所管にあつたとすれば、この彼が桑原庄の賃租直稻の収納に係属していたのであるから、そこから桑原庄の賃租が加賀郡と同様な公田的賃租の性格を多分に帯びていたことが類推されよう。そして先の乗田の賃租価稻が官人の公廩料に用いられたという大宝令の規定も、ここに賃租直米と共に公廩米の残稻が相連関して現れていることによつて明らかとならうし、更に同様諸司の臨時雑物に用いられたという他の規定はこれら越前諸庄園と造東大寺司との特殊関係を解明する一つの手がかりとなるのではないであらうか。

即ち桑原庄を始め越前に於てはかかる公田的賃租が広範圃に行われていたらしいことは、竹内氏も指示された如く、天平勝宝五年以前^⑥、恐らく天平勝宝初年頃とみられる造東大寺司所屬のある官人の告朔解に「遣使十一度運田直米遣越前國之類」とみえることにも窺われるのであるが(二五ノ七六)、これらにみられるような越前の公田的賃租直稻は多く令の規定にあるように造東大寺司なる官衙に供せられ、その諸種の費用に充てられたのではないであらうか。越前と造東大寺司との特殊關係を示す史料は他にも多く散見するのであつて、造東大寺司が経済的に強く越前に依存していたということは充分に窺えるのである。

さて以上の考察によつて桑原庄の賃租經營が公田的賃租の性格を強くおびていたことを知りえたのであるが、然しそれが根本的には東大寺に売進された寺領なる点に於て、そこに公田と自ら異なる点の存したことは当然のことである。即ちそれは公田が不輸租なるに對し、この寺田が輸租田であることである^⑦。桑原庄券には売田価稻と共に町別十五束の租稻の納められたことを報告しているが、しかもな

おその租稲が令集解田令六年一班条所収古記に「並（神田・寺田）輸す。各本主に入る」とあるように國家のものとして別納すべきものと區別されず、売田直稻と同様にその収入として集計されている。これは所領が名目的には寺田でありながら、實質的には造東大寺司という律令制的官司を媒介とした公田に近いものであつたことをそのまま示しているものであらう。

- ① 令集解卷十二田令役丁条、なお前掲赤松氏「古代國家の展開」三四頁参照
- ② 賀茂馬養については天平宝字五・正・六の奉写一切経所解には「召繼……散位正八位下賀茂朝臣馬養右三人兼使」（十五ノ二）、又天平宝字四・八・三後一切経料雜物納帳には「領賀茂馬養」（十五ノ八六）などとみえる。
- ③ 越特子とは稻の種類をさすのではないかという考が安藤広太郎「日本古代稻作史考」一六四頁に示されている。そうであるとするれば越国との関連についても興味深い問題となるう。
- ④ 令集解卷十二田令公田条
- ⑤ 伊香男女は天平神護二・十・十の足羽郡司解に「國使」としてあらわれる。（五ノ五五一）
- ⑥ 正倉院古文書目録（奈良帝室博物館正倉院掛昭和四刊）による。

- ⑦ 前掲竹内氏「荘園不輸性の根源」
- ⑧ この文書は丹包紙として利用されているが、中の丹の計量が天平勝宝五年六月十五日に行われている。
- ⑨ これは次に坂本朝臣人上について「遣使千度檢山作物遺幡磨國之類」とあり、それは大仏殿の大柱をうるためのものであつたことが知られるので、彼此対照すると越前田直米の有する意義の重要性が一層明らかとなる。

- ⑩ 前掲拙稿「越前国東大寺領庄園をめぐる政治的動向」参照
- ⑪ 令集解卷十二田令公田条所収古記及同六年一班条所収古記

五、

以上初期における奈良時代越前国東大寺領庄園としての桑原庄に就いてその公田的經營を考察したのであるが、このようにその庄園が名目的には東大寺領であるとは云え、実は造東大寺司を媒介とした公田的性格をもつたものであり、その耕作農民と、領主との結合も比較的自由的な、しかも一年限りの賃租関係によつて結ばれた弱いものであつたことは、かかる庄園が造東大寺司の消長、更には律令体制の漸次的崩壊に伴つて、いち早く耕作人との賃租契約によつて結ばれた紐帯が弛緩し、次第に荒廢に赴いて行つたて

あろうことを推察せしめるに難くない。天平宝字二年三月二日佃使尾張連古麻呂が桑原庄の水田雑物等の官物を目録に従つて勘受したことにつき造東大寺司に解を送つてゐるのは(四ノ二六二)、恐らく前の田使曾禰連乙麻呂との交替を示したものであろうが、正にその時期が初めに述べたように安都宿禰雄足が造東大寺司主典に転じ、越前を離れた時に相当しているのも意味深いことである。果して桑原庄はその創設経営に重要な役割を担つていた雄足と乙麻呂の二人が現地を去つてその経営から手をひくと共に庄園として次第に衰退に向つたものの如く、史料の上からも桑原庄の名は以後姿をみせなくなつてしまつてゐる。

このような公田的経営をもつた庄園であつた桑原庄に対し、先に述べたように寺家と形式的な賃租關係を結んだだけで、依然としてそこに寄進者たる大領品遲部君広耳が介在した彼の墾進地百町は、同様な賃租關係が広耳と農民との間に結ばれたとしても、それは桑原庄の場合とは異つた地方豪族とその支配下にある農民という結合により強制的な耕作が続けられて行つたために、その東大寺領庄園とし

ての命脈も保ちつづけられて行つた。そして更に天平神護二年にはその一円所領化がはかられることにより(五ノ六一八)、庄園として一層強化されたものの如く、奈良時代に存在した多数の越前国東大寺領庄園が間もなく荒廢し去つた中であつて、この庄園はよく平安中期迄存続したようである。天曆四年の東大寺封戸荘園并寺用帳^①には当時東大寺庄園として存在した越前国田総数七六八町九九歩の中、広耳寄進田の後身と思われる坂井郡国富大庄田四七町七段四〇歩、国富小庄田三六町一段一八〇歩、鯖田庄田一七町四段二九〇歩、計約百町が存在している^②。そして坂井郡には他に小榛庄と溝江庄が存するのみで桑原庄の名は既に見えていない。このような著しい相異と変貌は正に一方が官司による公田的賃租経営であつたに對し、他方が在地土豪の旧所領におけるその媒介による経営であつたという相互の経営上の性格の相異に起因するものであろう。

この坂井郡大領品遲部君広耳における鯖田国富庄と同様な場合が、足羽郡における大領生江臣東人の道守庄の経営であらう。同じ天曆の記録には足羽郡道守庄田として三二

六町二段五五歩と当時の越前東大寺領莊園中最大の面積を示しているこの道守庄の成立は、生江臣東人が郡領に任ぜられる以前私の功力を以て治開した壱田百町を功德料として東大寺に寄進したに始まるものであり（五ノ五五一）、その寄進もまた先の広耳の場合に考察したと同様収公をまぬがれるための一手段であつたのであらう。

この道守庄の経営の実態については多くの問題を含んでいるが、既に予定の紙数も尽きたためその詳論は他稿に譲ることとして、ここではただ次の諸点を指摘するに止めておこう。道守庄に於ても桑原庄と同様、例えば天平宝字三年五月十日の道守徳太理啓によれば田に溝を通ずる相談のため現地に越前掾（内真人魚麻呂又は平群朝臣虫麻呂）と足羽郡下任道守床足、及び田使秦忌寸広人の三人が立会つた場合の例のように（四ノ三六四）、その経営には国司・郡司・田使が相関係している。然しその各々がこの庄園経営に於て占める役割の重要性の比重は相異り、郡司大領生江臣東人の配下に属する道守床足や一族の生江臣息嶋・長浜らが最も重要な地位を占めており、田使として秦忌寸広

人や倭面師池守が在任したのではあるが、彼等は單なる経営の監督者の地位に止り、天平宝字三年四月八日の生江臣息嶋解が示すように、各田使の收納した稲も生江息嶋の許でまとめられ、その結果が中央に報告されているのをはじめ（四ノ三五九）、その庄園の経営關係文書の殆どすべてが郡司の署判の下に發せられている。

このように道守庄の経営には足羽郡郡司としての生江氏一族の勢力が強く表面に出ているのに対し、国司についても考うべき重要な問題が存している。天平勝宝から室宇の末年にかけて中央の政權を掌握した惠美押勝、即ち藤原仲麻呂一派の勢力が国司の地位を中心として深く越前に滲透して来ていることである。この仲麻呂一派の越前における勢力の伸長の状況については、その詳細をやはり別稿^③に記したのでここでは一切を省略するが、まず仲麻呂に反抗した橘奈良麻呂乱の起因となつた橘諸兄の反状を密告した佐味朝臣宮守が当時越前介であつたこと、それについて越前守佐伯宿禰美濃麻呂が喚問を受けたのも同じ国司であつたことによるが、美濃麻呂に次いで仲麻呂の子齋雄、辛加

知が相ついで越前国守となつてゐること、そして天平宝字八年の惠美押勝乱に際し彼の謀反を密告したのは越前介であつた高丘連比良麻呂であつたこと、また仲麻呂が反旗を翻すやまずその退路を近江から越前に求めようとしたこと、この乱に支働したため没官された船王及び田辺来女の墾田が足羽郡に存すること、そしてこの田辺来女は越前少目であつたと考えられる上毛野公與麻呂の戸口であること、又仲麻呂の越前の所領二百町が乱後西隆寺に寄進されたことなどの諸事実がそのことをよく示している。

そしてこのような越前における仲麻呂一派の強大な政治的勢力は必ずや何らかの形でこの越前諸庄園の経営に影響を及ぼしたであろう。今迄考察して来た造東大寺司と越前との特殊關係の中にも充分そのことが窺われるのであるが、そのことは彼が没落した天平宝字八年を境として越前の庄園経営に顯著な変化が認められることによつて証されよう。即ち中央の造東大寺司においては仲麻呂勢力が衰退の兆をみせた天平宝字七年末から八年にかけて、その主要人事に著しい變動が行われ、永く造東大寺司に在任した判官葛井

連根道が事に座して隱岐に流されたのをはじめ、主典安都宿禰雄足もこの頃から姿を消し、司内における親仲麻呂的勢力の一掃されたらしいことが窺える程の改革が行われたのではないかと考えられる。そしてこのような政治的状況の變化と、爾後の政界における道鏡の括頭によつて象徴される如き僧侶階級の勢力の伸長とは、越前東大寺領経営において天平宝字末年を限つてその経営の主体が造東大寺司から東大寺三綱へ移行するという最初に考察したような注目すべき事態の變化を生ぜしめたのである。天平神護二年越前始め北陸道に中央から檢田使が派遣されたことも、この新しい事態に応じた寺領の再建という意味をもつていたものであろうし、その際足羽郡大領生江臣東人や少領阿須波臣東麻呂が厳しくその過状を勘問されたらしい事実(五ノ五五・五五三)の中にも寺家のそのような新しい強い態度が汲みとられるのであるが、それは逆に考察すれば上に述べたような著しい政治的變動の中にあつても庄園経営にゆるがない地歩を占めて来た在地豪族としての生江氏の根深い勢力に対する領主たる東大寺の對抗であり、又それ

は道守庄近接田地の買得にも専ら生江氏一族が当つて、その直稻を売人に支払つてゐるといふ、生江氏の私管田領主化への傾向を抑圧しようとする寺家の意図を示したものはないてあうらうか。その詳細なる論究はすべて後稿にゆずりたいと思う。

① 東大院文書(平安遣文第一卷三七二頁)

鑄田・國富庄が広耳寄進田をもととしたものであることは、天平神護二・十・廿一の越前國使等解に示されたその条里坪付中に東南六条一鑄田里のあることにより知られ、又京大國史研究室所蔵の天平宝字三・十一・廿八の越前國坂井郡東大寺鑄田圖と記された文書断簡にも佐波田國富庄の名がみえる。前掲拙稿「越前國東大寺領庄園をめぐる政治的動向」、なお藤間氏「日本庄園史」竹内氏「莊園不輪性の根源」も若干の点についてふれておられるから参照されたい。

④ 続日本紀天平宝字七年十二月廿九日条

雄足が造東大寺司主典として文書にみえるのは天平宝字八年一月四日が最後である。

⑥ 例えは五ノ六四六・六四七・六四八・六四九・六五〇・六五

一・六五六

(附記)本稿は京都大学赤松俊秀助教を中心に行つた昭和廿六年度文部省科学研究費による「東大寺領の研究」の一部である。(一九五二・六)

資料紹介 大和大阿太翁見の墓誌銘について

奈良泉字智郡大阿太村東阿太の小学校校舎床下より発見された鍍金短冊型の銅板墓誌が去る五月奈良県教育委員会文化財保存課に届出られた。縦二八釐、横五・七釐、厚三釐、表面は周縁に魚子をうち、界線を以て三行に区劃し、次の銘文が刻されている。

所知天下自輕天皇御世以来至千四繼仕奉之人河内國石川郡山代郷従六位上山代忌寸真作 戊辰十一月廿三日□□□□又妻京人同國郡郷移敷屋忌寸秋庭 壬戌六月十四日□□□□この碑誌には筆者も加つたが、結局戊辰は神龜五年、壬戌は養老六年、輕天皇は文武、四繼とは文武・元明・元正・聖武の各天皇を指すとする説が最も妥当で、この推定は墓誌の主山代忌寸真作の名が偶然正倉院丹裏文書天平勝宝二年三月廿三日の山代伊美吉大村の勸籍(大日本古文書廿五ノ六四)に「養老五年籍山代郷戸主従六位上山代伊美吉真作戸口山代伊美吉大山年廿四注」と見えることにより確定的となつた。この勸籍は戸口の移動史料として興味深いもので、右の墓誌銘はこの点からも貴重であり、また帰化人系の文化考察上からも重要資料であるが、真作の本籍地と墓誌の発見地との關係の問題は遺憾ながら七字ほど判讀困難で、且つ出土状況が明確でないため今後の問題とならう。(奈良県教育委員会編、奈良県文化財要覽(昭廿六・七)参照)(岸俊男)

The Echizen Manors of the Todaiji Temple

by

T. Kishi

The object of this essay is to illustrate some of the actual conditions of the Echizen manors of the Todaiji in connection with the political aspect of the day. First of all, I pointed out the appointments of Atono-Otari and Ikue-no-Azumando, the Zotodaijishi (造東大寺司), to the shisho (史生) of Echizen and the tairyō (大領) of Asuwa-gun (足羽郡) respectively, and the beaurocratic management of the manors resulted from this policy of the Temple. This fact is, in itself, enough to explain the manorial management—the chinso (賃租) management—similar with that of the koden (公田), and that the Echizen district was one of the most important financial sources of the Zotodaijishi. Secondly, my attention was directed to those manors of Sabatakunitomi-no-sho (鯖田國富庄) and Chimori-no-sho (道守庄), which originated from the cultivations and contributions rendered by such local magnets as Honchibe-no-Hironimi and Ikue-no-Azumando. So we see here a different type of tenure—the seigneurial relationship not with the direct producers, but with the magnets, and herein lies the powerful reasons why these manors survived far into the Heian era. But with the fall of Fujiharano-Nakamaro who had swayed these estates the government of the Echizen manors was taken into the Todaiji-Sango (東大寺三綱), and there started the struggles with the local magnets.

Water Distribution and Rural Community in the Recevoir Irrigation Districts

by

T. Kitamura

The Recevoir of Kaida is situated in the central region of the Marugame Plain and under the Mt. Nyoï, Kagawa Prefecture. Its establishment falls in the Keicho era, a little earlier than the reconstruction of the Manno Recevoir. Among the districts of its water distribution the Kaida counts seven villages and gave rise to a peculiar rural community dis-